

随意契約理由書

件名	上沢駅エレベーター更新に伴う建築改修工事 修正設計業務	
契約の相手方	アトリエ One 尾崎 秀隆	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務は令和5年1月に完了した「上沢駅エレベーター更新に伴う建築改修工事設計業務」から、当初設計したエレベーターの仕様を変更する必要性が発生したことに伴い、当初設計成果品を修正する設計業務である。</p> <p>仕様が変わった理由は、当初設計業務が完了したのち、交通局と関係団体で、上沢駅を含む市営地下鉄における今後のエレベーターの更新について、実証実験や意見交換を行った結果、上沢駅のエレベーターについて当初設計から1号機の仕様を変更(9人乗りから13人乗りに変更)することになったためである。</p> <p>この契約は、前業務に引き続き実施する一体の関係にある設計業務に係る契約で、一体の関係にある業者でなければ、業務が不完全、かつ責任範囲が不明瞭になる。</p> <p>以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当するものとして、上記業者に随意契約するものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 施設課 建築係 森	(電話番号 078-984-0176)